

広島大学学生生活に関する規程(案)の内容について

九月二十日発刊の広大フォーラム三号の「広島大学学生生活に関する規程(案)制定に関する諸問題」のなかで、学生委員会は、学生生活に関する規程を作成する上での基本的な姿勢を述べましたが、本論に入る前にもう一度その骨子を確認しておきたいと思えます。

前回の序論の軸は、「大学という社会において、すべての構成員が円滑な日常生活を送るためには一定のルールが必要であるが、そのルールは、その構成員の自発性によって支えられるような内容のものでなくてはならない」というものでした。

特に重要なのは、日本国憲法が国民の基本的な人権を保障したように、いかなる学生規程といえども、規程の対象となる構成員の基本的な人権を守ること、を前提に作成されなければならない、ということなのです。これらの基本的事項について、広島大学の学生委員会が一致した見解を持っていることは、特に重要な意味があると考えています。

以上のようなことを前提に、学生委員会における議論も含めて具体的な内容について説明したいと思います。資料として、旧案：平成五年度学生委員会検討案と新案：平成六年度学生委員会検討案を並列してあります。

1 新案の第一条は、前回の序文に示した基本的姿勢に基づいたものであると理解して下さい。

2 旧案第一条から新案への改定では、特に大きな変更点はありませんが、学生証は身分証明となるものであるため、常に携帯することが望ましいことを述べた条文です。

3 旧案の第二条の保証人の氏名は、新案では削除されています。これは、入学時に保証人を書いた書類を提出しているため、重複を避けるための措置として省略しました。学生本人の住所、帰省先住所及び連絡先を入学後届けるのは、長期欠席などのように、本人やその保護者に適切な指導や助言を必要とするような場合に備えての手続きであると理解してください。

また、学生、あるいはその保護者の不慮の事故などのように、学生に関係した緊急事態には、この届が提出されていないと、大学側が適切な対応ができなくなります。

4 新案の第四条は、全ての学生諸君が健康な学生生活を送るために是非とも必要な項目です(学生の健康診断の実施が国によって大学に義務づけられています。また、学生には健康診断を受ける権利があります)。

5 旧案の第四条は削除しました。これについてはさまざまな議論がありましたが、元来、アンケートとは強制されて答えるような内容のもの

でなく、憲法第十九条にも「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあるように、アンケートに答えるのも個人の自由意思である、との観点から削除しました。

将来、学生生活の改善を目的にアンケートを取る必要が生じた場合は、その趣旨説明を行い、できる限り多くの学生の理解を得たうえで実施するのが望ましい、というのが学生委員会の統一見解です。アンケートという性質上、回答率が100%というのは望めませ

○広島大学学生生活に関する規程(案)

平成5年度学生委員会検討(旧案)

(学生証)

- 第1条 学生は、学年の始めに、所属学部で所定の学生証の交付を受けること。
- 2 学生証は、常に携帯し、保管に注意するとともに、紛失したときは、直ちに届け出て、再交付を受けること。

(住所)

- 第2条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに保証人の氏名及び住所を所属学部の長に届け出ること。異動があつたときには、速やかにその旨を届け出ること。

(健康診断)

- 第3条 学生は、本学施行の健康診断を受けること。やむを得ない理由のため受けることができないときは、所属学部長に届け出てその指示を受けること。

平成6年度学生委員会検討(新案)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

- 第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。
- 2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所)

- 第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先を所属学部の長に届け出ること。異動があつたときには、速やかにその旨を届け出ることとする。

(健康診断)

- 第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(諸調査)

第4条 学生は、学生生活実態調査その他の調査に協力すること。

(学生団体の届出)

第5条 学生が同一学部の学生をもつて団体を結成するときは、代表責任者は、その所属する学部の長に学生団体結成届を提出すること。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学生部長を経て学長に学生団体結成届を提出すること。

3 結成された団体が活動を継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項の学生団体の代表責任者は所属する学部の長に、前項の学生団体の代表責任者は学生部長を経て学長に、更新の届を提出すること。

4 第1項から前項までの届には、次の事項を記載すること。

- 一 団体の名称
- 二 団体の目的
- 三 連絡先
- 四 代表責任者の氏名
- 五 所属学部別の構成員数
(学生又は学生団体の施設利用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合は学部長に、その他の場合は学生部長に、施設使用届を提出し、その承認を受けること。

2 施設使用届には、次の事項を記載すること。

- 一 使用目的
- 二 日時及び場所
- 三 責任者の氏名
- 四 参加人員(学外者の人員を含む。)

(削る)

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもつて団体を結成するときは、代表責任者はその所属学部の長に学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学生部長を経て学長に学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者についてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者については学生部長を経て学長に、更新の届を提出するものとする。

4 第1項から前項までに規定する届には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数
(学生又は学生団体の施設利用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合には学部長に、その他の場合には学生部長に、施設使用届を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用届には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

6 中・四国地区の大学のなかでも特に活発であり、今後ともその数、内容ともに充実していくだろうと予測されます。大学としては、学生のそのような課外活動の実態を十分に把握したいと考えています。

なぜならば、今後サークル活動の支

援体制を樹立していくために、学生の課外活動の動向を十分に把握しておく必要があるからです。第五条のそれぞれの項目はそのためのものであって、健全なサークル活動に大学が規制をかけるためのものではありません。

「広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置」には、今回の第五条第四項の第2号に相当するものは含まれていないため、学生委員会では削除する方向で検討したのですが、最近のサークル名にはカタカナ名等の非常に

奇抜な名称のものまであるため、活動内容が分からないということが残すことにしました。日本国憲法第二十一条には、「集会、結社及び言論・出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあります。学生規程といえどもこの原則に則つたものでなければならぬ、というのが学生委員会の基本的考えですから、今回の第五条における意図を理解してください。

また、大学としては、サークル活動が飛躍的に発展していくことを強く望んでいます。そのためには、施設の充

実なども前向きに検討していく方針です。しかし、これは予算の問題が関係してきますから時間がかかるかもしれませんが、学生の意見に耳を傾け、できるだけ理想的なものを作り上げたいかねばならないと考えています。

7 施設を使用するに際して原則として3日前までに使用届を出すことになっております。「原則として」とありますから、やむを得ない事情で急に施設を使用する必要がある場合は、担当窓口の係員の助言に従ってください。

三日前とした理由は、一度に同一施設の使用届が出るような状態での、混乱回避の交通整理のために設定した期間だと理解してください(ただし、月曜日に使用したい場合は、土、日曜日が閉庁ですから、原則としては金曜日

に使用届を提出する必要があります。)。お互いに、時間、場所をうまく使い分けて、サークル活動が円滑に行われることを望んでいます。



(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配布については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示物の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配布したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配布責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(削る)

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合及び行事並びに集会を行う場合には、授業、研究及び診療等に支障をきたすことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規程の規定は、原則として大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)について、準用する。この場合において、第3条前段、第4条ただし書並びに第5条第1項及び第3項の規定中「所属学部」とあるのは、大学院の学生にあっては「所属研究科」と、研究生にあっては「所属学部、大学院国際協力研究科、原爆放射能医学研究所又は学内共同教育研究施設(国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第20条の3に規定する施設をいう。))と読み替えるものとする。

2 この規程(第4条を除く。)の規定は、原則として科目等履修生について、準用する。この場合において、第3条前段並びに第5条第1項及び第3項の規定中「所属学部」とあるのは、「所属学部又は所属研究科」と読み替えるものとする。

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出、ちらし・ビラ等の文書の配布については、以下の定めによる。

- 一 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。扉、柱、壁面等には掲示しないこと。
- 二 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- 三 掲示物の掲示物の大きさは、1平方メートル以内、立看板の大きさは、2平方メートル以内とすること。
- 四 掲示物及び立看板の掲出期間は3週間以内とし、この期間を経過したものは、掲出責任者において撤去すること。
- 五 教室内で配布したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配布責任者において適宜回収し、その散乱防止に努めること。

2 前項各号に違反する掲示物、立看板及びちらし・ビラ等の文書は管理責任者において撤去又は回収するすることがある。(放送等)

第8条 学内においては、授業及び研究を妨げるような拡声放送及び集団示威行進等を行わないこと。

(その他)

第9条 この規程は、原則として大学院学生、専攻科学生、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生についても適用する。

8

第七條の第1号と第2号で、「掲示物と立看板は所定の場所に」という指定がありますが、これは全国の国立大学の学生生活に関する規程に共通した内容で、広島大学における特別な措置ではありません。問題は、所定の場所を今後いかに充実させていくかであると思われます。これについては、学生委員会としても、掲示場所をできるだけ早期に充実させるよう検討しています。

また、旧案、第1号にある、「扉、柱、壁面等には、掲示しないこと」という部分と第2項は削除しました。学生を信頼すれば、第1号は前半の内容で十

分であり、第2項は第5号の内容によって言い尽くされていると判断したからです。

第3号では、「掲示物や立看板の大きさを指定してあります。これは、可能な限り「所定の場所」を充実させたとしても、できるだけ多くの団体が掲示物や立看板を掲示することができるようになるためには一定のルールが必要である、との判断で設けた項目です。第4号の三週間という期限も、第3号と同様の判断で決められたものです。

また、学内に一定の情報流すには三週間はどうしても必要だと判断して決めた内容ですが、掲示等に関しては

9

学生間でお互いに譲り合う精神を育てほしい、というのが学生委員会の期待でもあります。

旧案の第8条は、全く同じ文でしたが、「新案では大幅に改定しましたが、いかなる規程であろうとも、特定の団体や個人を規制するような内容のものであってはならないという姿勢が大切である、との一貫した考え方のもとに、学生委員会において検討した結果、新案の内容となりました。」

大学において学問を向上させることは、確かに大切な課題ですが、お互いを思い遣る気持ちを養っていくことも、

大学に課せられた大切な使命だと思われま。個人や一団体が、自らの利益を追求する目的のために、大多数の人々の大学生活を乱すような行為は何としても避けなければならないのですが、本学では、お互いの信条的なものを大切にするという立場から、緩やかな内容として約束事を作りました。条文における「必要が生じた場合」と「配慮」という言葉によって、学生委員会の基本姿勢を十分理解いただけるのではないかと思います。

10

第九条以下は手続き上の内容であって、特に問題のあるような内容ではないので、解説を割愛します。

以上、学生委員会の基本的姿勢に基づいて「広島大学学生生活に関する規程(旧、新案)」を実際に示して説明しました。この規程(案)のなかには、他の国立大学の学生生活に関する規程、あるいはそれに準ずるものなかにあるような、違反に対する罰則規定が全く無いことに気がつかれた方が多いのではないかと思います。これは、飯島宗一元広島大学学長が制定した暫定措

置の精神を受け継いだものであり、重要な意味を持つと学生委員会は自己評価をしています。

ただし、罰則規定がないからといって、大学における教育と研究の理想的環境の破壊や、個人の名誉を著しく傷つける行為、公共の財産等を損なう行為等は、全ての国民の基本的人権を保障した日本国憲法の真の精神からも慎むべきことであるのは、広島大学全構成員に共通した了解事項だと思われま

もう一度前号の広大フォーラムを読んでいたければ、と思います。

広島大学学生委員会が、学生生活に関する規程の作成過程で終始一貫してとってきたのは、「新しく生まれ変わらなければならない広島大学において学生生活が円滑かつ充実したものになるために」という基本姿勢である、ということを繰り返して述べておきます。

なお、ご意見がございましたら、各学部の厚生補導係、あるいは学生係まで文書でお願いします。

- 附 則
- 1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 次に掲げる規程等は、廃止する。
- (1) 広島大学学生準則(昭和29年9月21日制定)
- (2) 広島大学学生準則の停止に関する規程(昭和44年9月9日広島大学規程第17号)
- (3) 広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置(昭和44年10月1日制定)
- 3 この規程の施行の際現に交付されている学生証は、第2条第1項の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規程の施行の際既に届出されている住所届は、第3条の規定により届出たものとみなす。
- 5 この規程の施行の際現に旧広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置1の1又は2の規定により届出されている団体は、第5条第1項、第2項又は第3項の規定により届出されているものとみなす。

- 附 則
- 1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 次に掲げる規程等は、廃止する。
- 一 広島大学学生準則(昭和29年9月21日制定)
- 二 広島大学学生準則の停止に関する規程(昭和44年9月9日広島大学規程第17号)
-
- 広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置は廃止する。
- (昭和44年10月1日制定)

3 この規程の施行前に、「広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置」の規定による団体結成届及び施設使用願は、この規程によって取り扱うものとする。

▼新入生勧誘のための各サークルの“店出し”

